

平成 29 年度 第 90 回 全国安全週間

災害発生プロセス



危険源(ハザード)：リスクが生じる原因となるもの、災害を起こす根源となるもの
危険状態：人間が危険源に近づいた状態
危険事象：安全対策の不足や不備、あるいは人の誤りのあった場合に危害を受ける事態
回避：危険事象が発生した場合に、人が逃げること
危害：災害が発生し、人が身体的障害、健康障害を受けること
リスク：人が危険源に近づく、又は危険源が人に近づいたことによって発生する危害の「発生確率」と「ひどさ」の組み合わせ

組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動

未来へつなげよう安全文化



愛知労働局

ホームページ

愛知労働局

検索

第 90 回全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 木 暮 康 二

平成 29 年度の全国安全週間が、「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」のスローガンの下、7 月 1 日から 7 日までの間、全国的に展開されます。

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界において「自主的な労働災害防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」が図られることを目的として、昭和 3 年の初回以降一度も中断することなく実施され、広く産業界へ安全の啓発の役割を担い続け、本年度で 90 回目を迎えます。

産業安全に関係する皆様方のご理解の下、各種安全管理活動を通して安全水準は着実に向上してきていますが、なお多くの労働災害が発生しています。

愛知県における平成 28 年の労働災害の発生状況を見ますと、死亡災害は前年より被災者が 5 人減少し、過去最少とはなったものの、依然 43 人の尊い命が失われています。また、休業 4 日以上死傷災害は増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向にあります。平成 28 年は前年より 11 人の増加 (0.2% 増) となり、6,360 人が被災されました。業種別の状況を見ると、小売業、通信業、社会福祉施設、において災害が増加しています。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないことや、第三次産業においては、多店舗展開している店舗などに安全担当者が選任されていないなど、安全活動が低調となっていることなどが考えられます。このような状況を踏まえて今年度のスローガンでは、事業場と本社による全社的な安全管理を進め、労働者一人ひとりの安全意識の高揚を図り、安全な職場環境を継続的に形成するよう呼びかけています。

労働災害を防止するため、愛知労働局においては平成 25 年度からの 5 か年を計画期間とする「第 12 次労働災害防止推進計画」を定め、重篤度の高い労働災害を防止する重点対象業種として製造業と建設業の 2 業種を、また、労働災害発生件数を減少させるための重点対象業種として陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店の 4 業種を、それぞれ選定し計画的に各種対策を実施してきましたが、今年度はその最終年度ということもあり、死亡や障害が残る重篤な災害を発生させないことを目指して、よりいっそう安全行政を推進してまいります。

特に、全産業での死傷災害においては、「転倒災害」の占める割合が一番多く、災害件数を減少させるためには転倒災害の防止が大きな課題となっているため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進することとしており、安全週間の準備期間である 6 月を重点取組期間としていますので、皆様の事業場においても整理整頓をはじめとして、転倒原因の排除等、転倒災害防止対策のための取組を実施されるようお願いします。さらに、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開していきます。

また、愛知労働局では労働災害防止対策について災害発生プロセスに基づき検証を行うことで、どこまでリスクの低減が図れるかを論理的に考え、より安全が確保される方策により、着実なリスク低減のための措置を講じる「論理的な安全衛生管理」の考え方を広く周知し、その推進・定着を図る取り組みを進めています。これは、災害のリスクを排除、低減するために効果的であると考えておりますので、安全週間準備期間及び本週間を契機として、「論理的な安全衛生管理」の考え方をとり入れていただき、災害減少に繋がる労働災害防止活動に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

平成 29 年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 90 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成 28 年の労働災害については、死亡災害は 2 年連続で 1,000 人を下回る見込みである。

しかしながら、休業 4 日以上之死傷災害（以下単に「死傷災害」という。）は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月まで 4 か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 29 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

2 期間

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 29 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7 月 1 日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

安全衛生活動の推進

ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの普及促進

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ウ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- エ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT 値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

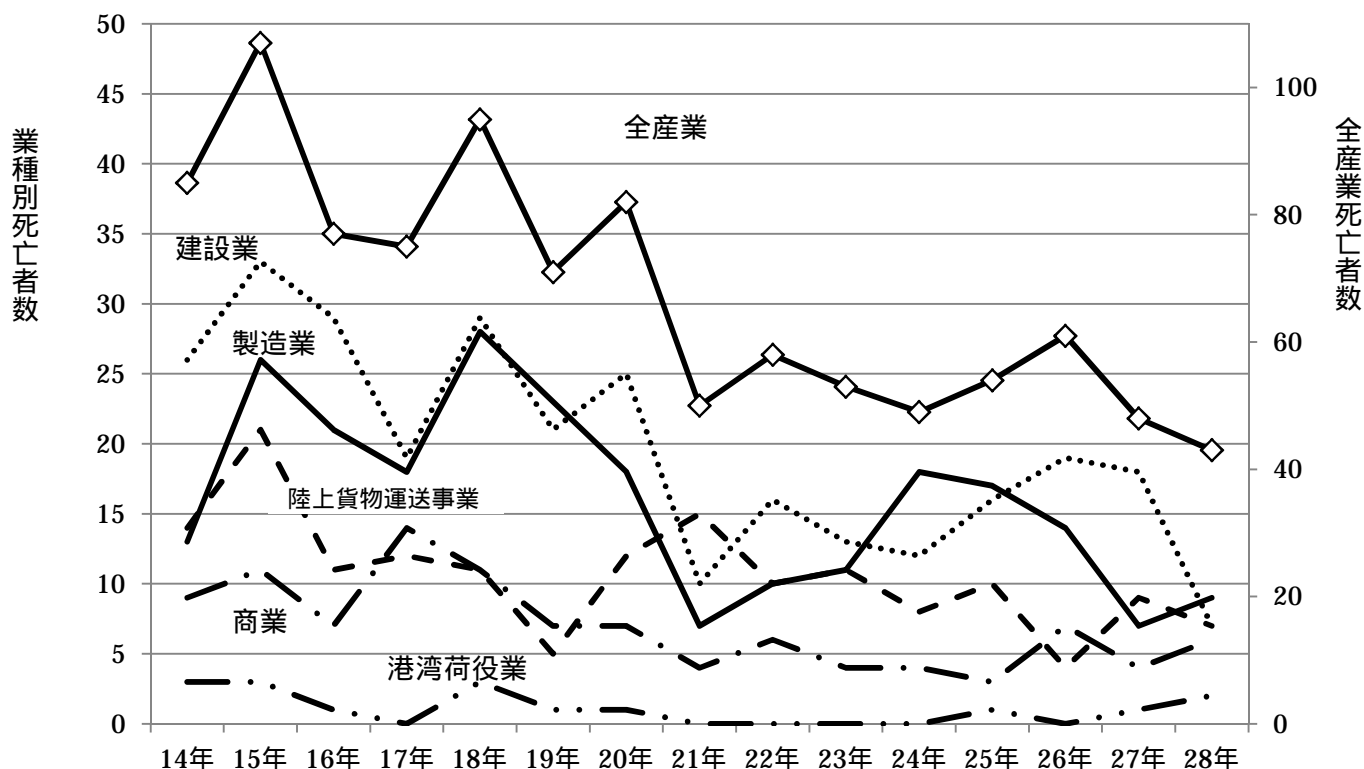
平成 28 年愛知の労働災害発生状況

死亡災害被災者数は過去最少の 43 人

1 死亡災害の発生状況

平成 28 年の愛知県内における死亡災害は、過去最少を記録した平成 27 年の 48 人より 5 人少ない、43 人となった。

平成 28 年の労働災害による死亡者数を業種別に平成 27 年と比較すると、建設業が 18 人から 7 人となりはじめて一桁となった。陸上貨物運送事業でも 9 人から 7 人と減少したが、製造業では 7 人から 9 人に増加、商業でも 4 人から 6 人と増加した。これら 4 業種で死亡者数の 67%を占めている。

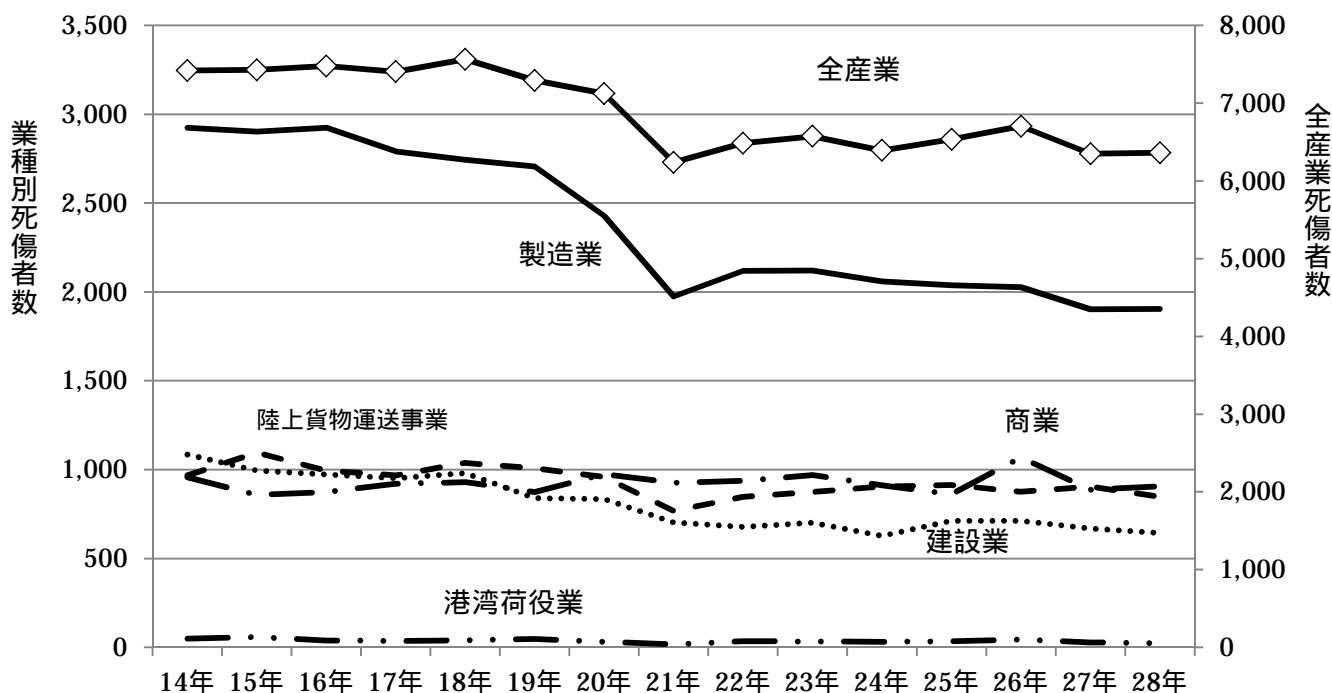


(単位: 人)

年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
製造業	13	26	21	18	28	23	18	7	10	11	18	17	14	7	9
建設業	26	33	29	19	29	21	25	10	16	13	12	16	19	18	7
陸上貨物運送事業	14	21	11	12	11	5	12	15	10	11	8	10	4	9	7
港湾荷役業	3	3	1	0	3	1	1	0	0	0	0	1	0	1	2
商業	9	11	7	14	11	7	7	4	6	4	4	3	7	4	6
上記以外の業種	20	13	8	12	13	14	19	14	16	14	7	7	17	9	12
全産業	85	107	77	75	95	71	82	50	58	53	49	54	61	48	43

2 死傷災害の発生状況

平成 28 年の愛知県内における労働災害による死傷者数(休業 4 日以上)は、6,360 人であった。労働災害による死傷者数は、平成 21 年には最少を記録し、それ以降 6,500 人前後を増減し推移したが、平成 27 年は平成 26 年より 354 人減少し、平成 21 年に次ぐ少ない被災者数となったものの、平成 28 年には前年比 11 人増加となった。



業種別では製造業が 1,904 人と最も多く、災害発生件数全体の 30% を占めている。次いで、商業が 906 人(14%)、陸上貨物運送事業が 847 人(13%)、建設業が 643 人(10%) の順になっている。(単位:人)

年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
製造業	2,923	2,903	2,924	2,791	2,743	2,705	2,429	1,974	2,119	2,120	2,060	2,037	2,027	1,902	1,904
建設業	1,084	995	973	951	981	840	834	703	677	701	627	711	712	668	643
陸上貨物運送事業	967	1,095	995	968	1,038	1,007	958	768	847	874	905	913	876	904	847
港湾荷役業	49	57	38	37	40	47	31	17	35	32	31	34	44	28	24
商業	957	857	874	920	929	873	975	926	937	970	911	862	1,068	886	906
上記以外の業種	1,439	1,520	1,672	1,737	1,832	1,820	1,896	1,850	1,870	1,876	1,858	1,977	1,976	1,961	2,036
全産業	7,419	7,427	7,476	7,404	7,563	7,292	7,123	6,238	6,485	6,573	6,392	6,534	6,703	6,349	6,360

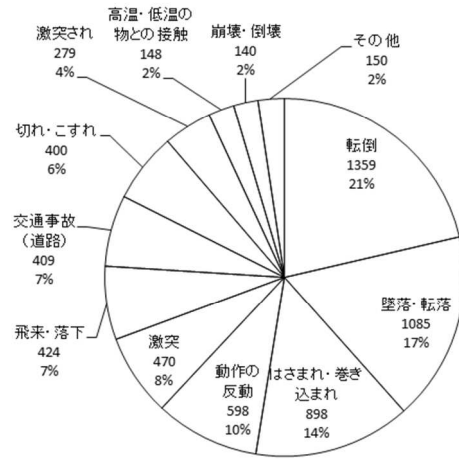
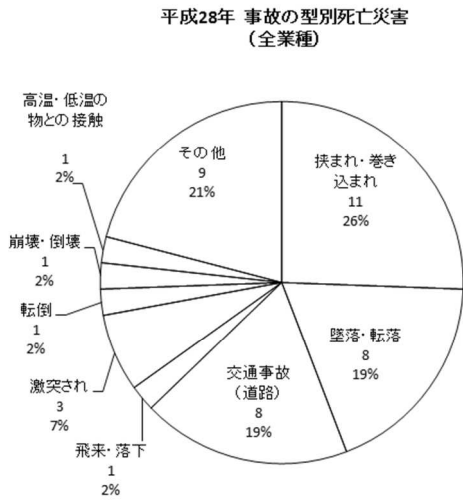
3 事故の型別の発生状況

死亡災害を事故の型別で見ると、はさまれ・巻き込まれで 11 人、墜落・転落が 8 人、交通事故(道路)が 8 人となっており、この 3 つの型で 63% を占めている。

なお、はさまれ・巻き込まれは平成 27 年の 7 人から 11 人、墜落・転落は 6 人から 8 人の増加となった。

死傷災害を事故の型別で見ると、転倒が 1,359 人(21%)、墜落・転落が 1,085 人(17%)、はさまれ・巻き込まれが 898 人(14%) と 3 つの型で半数以上を占めている。

平成28年 事故の型別死傷者数労働災害発生況 (全業種)

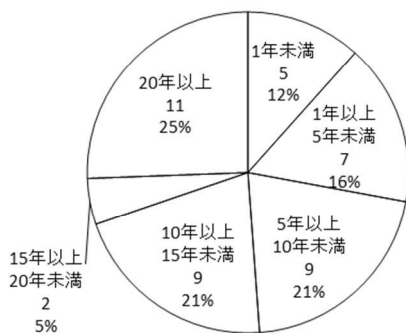


4 経験年数別、年齢別の発生状況

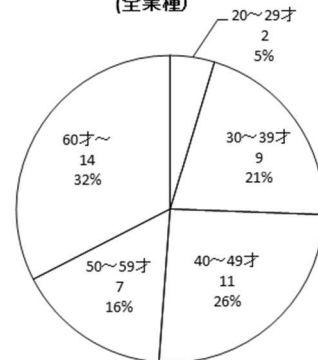
平成28年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が5人、1年以上5年未満が7人で5年以上10年未満が9人、10年以上15年未満が9人、15年以上20年未満が2人、経験年数20年以上では11人と、経験年数10年以上の労働者が半数以上を占めている。

また、死亡災害を被災者の年齢別にみると、60歳以上14人(32%)、50歳代7人(16%)と50歳以上の高年齢労働者が半数近くを占めている。

平成28年 経験別死亡災害発生状況 (全産業)

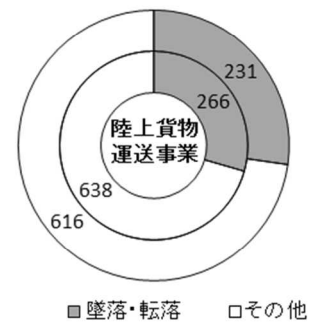
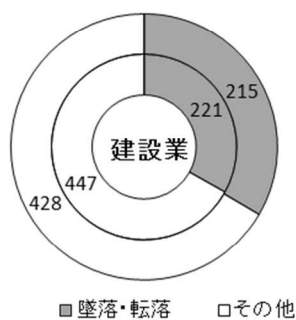
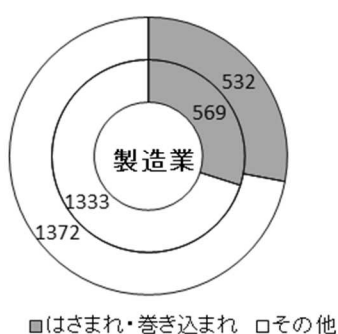


平成28年 年齢別死亡災害発生状況 (全業種)



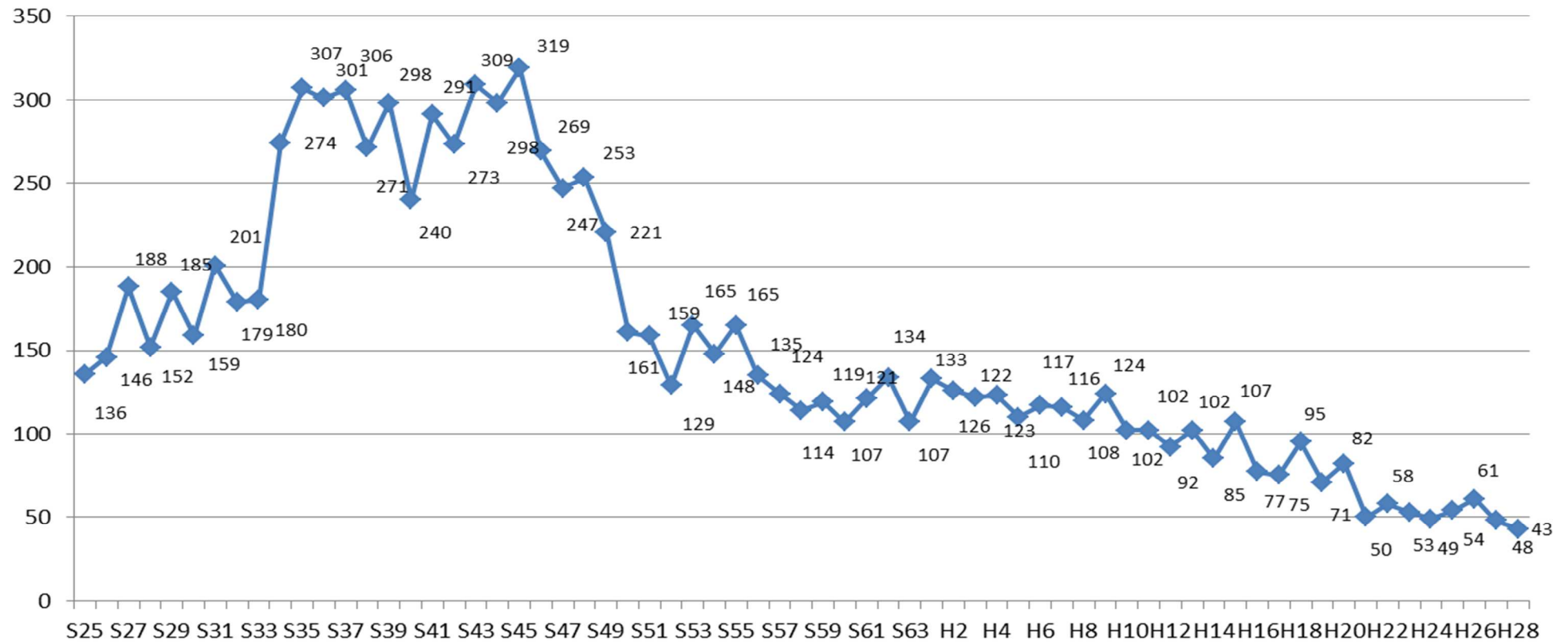
5 12次防重点業種の動向 (製造業・建設業・陸上貨物運送事業の27年との対比)

製造業の内のはさまれ・巻き込まれ災害、建設業の内は墜落・転落災害、陸上貨物運送事業の内は墜落・転落災害の占める比率は以下のとおり(内円が平成27年、外円が平成28年)



死亡災害発生件数の推移・愛知(昭和25年から平成28年)

—◆— 死亡災害件数



労働災害件数減少のための重点業種

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）の災害発生状況

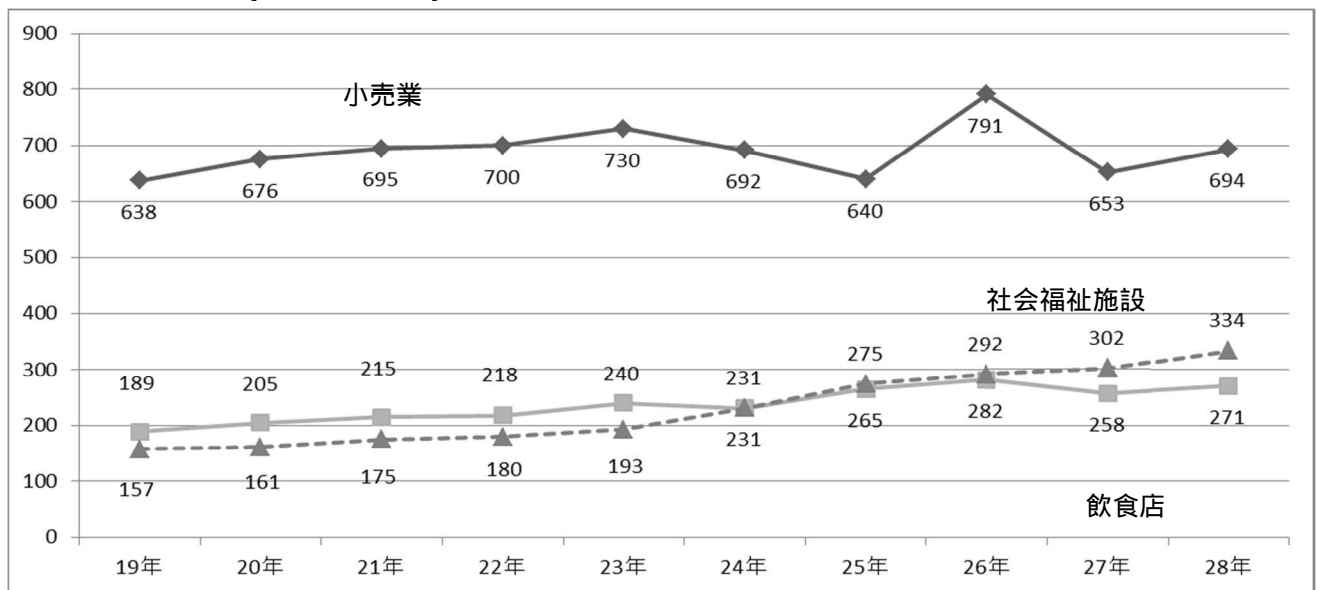
第三次産業対策

【目標】

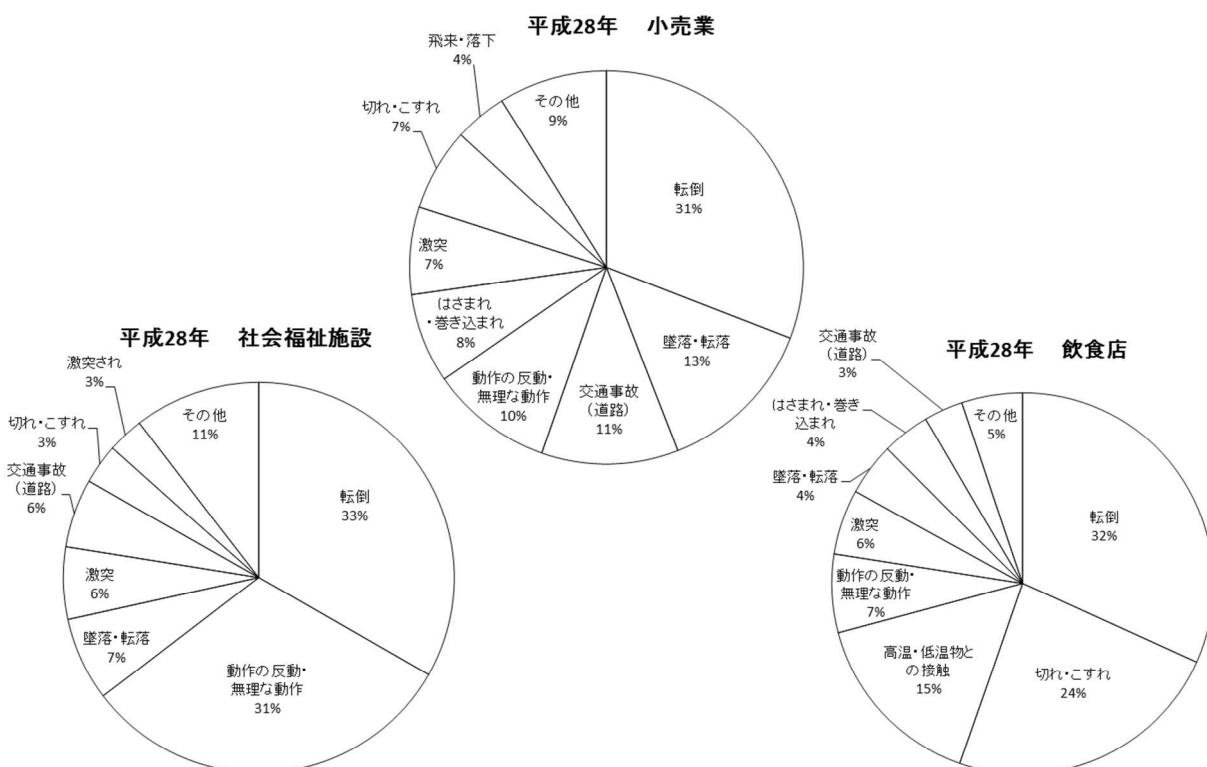
小売業 死傷者数を20%以上減少

小売業の多店舗展開企業へ安全衛生管理体制の強化等の働きかけを行い、実効性のある活動を推進
 社会福祉施設の認可権限を有する区市と連携を強化し、安全確保の手法を収集し活用を図る
 飲食店の多店舗展開企業へ安全衛生管理体制の強化等の働きかけを行い、実効性のある活動を推進

労働災害の推移（愛知労働局）



業種別・事故の型別発生状況



働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「**働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動**」を展開しています。

効果的な労働災害防止対策を進めるためには、「チェックリスト」を活用し、多くの店舗・施設を展開する**本社、本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

◆ 経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

◆ 「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のこと、これらを日常的な活動として行うのが「4 S 活動」です。

◆ 4 S 活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

◆ お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

◆ 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。

③ KY 活動 = 潜んでいる危険を見つける

◆ KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。
KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。

④ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。

◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順(マニュアル)」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。

◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

チェックリスト

実施事項 4の①から⑪は店舗、施設で実施する事項です

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input checked="" type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	-
①	4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小さなめなな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	<input type="checkbox"/>
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	<input type="checkbox"/>
③	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	<input type="checkbox"/>
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	<input type="checkbox"/>
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	<input type="checkbox"/>
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	<input type="checkbox"/>
⑦	朝礼等での安全意識の啓発	<input type="checkbox"/>
⑧	転倒防止に有効な靴、切削防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	<input type="checkbox"/>
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	<input type="checkbox"/>
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	<input type="checkbox"/>
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルズ対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

STOP! 転倒災害

プロジェクト

～休業4日以上労働災害で最も多い「転倒災害」防止を目指し、2月と6月を重点取組期間に設定～

愛知労働局

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年に展開した「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」の結果、速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところです。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上死傷災害の中で最も件数が多く、平成29年までに休業4日以上死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更に転倒災害減少への取組が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の多い2月と全国安全週間準備期間である6月を重点取組期間として、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を恒常的な取組として実施します。各事業場におかれましても、実施要綱に記載する「実施者の実施事項」についてお取り組み願います。

厚生労働省のホームページ（職場のあんぜんサイト）内に、「STOP! 転倒災害プロジェクト」特設サイトを開設しています。詳しくはこのサイトをご覧ください。

「STOP! 転倒災害プロジェクト」特設サイト：<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

実施者たる各事業場がこのプロジェクトで実施する事項（実施要綱から抜粋）

1 重点取組期間（6月）に実施する事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

2 一般的な転倒災害防止対策

- (1) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (2) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污等のほか台車等の障害物の除去
- (3) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (4) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (5) 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- (6) 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (7) 定期的な職場点検、巡視の実施
- (8) 転倒予防体操の励行



3 冬季における転倒災害防止対策

- (1) 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
- (2) 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、対策が必要です。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などについて、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出すぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の**開始・終了**や**経路**の計画を作成する。

☑ 点呼の実施

- ・**疲労**、**飲酒**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前に点呼**によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・身体負荷の減少のため、必要な用具を備付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・**ポスター**や**標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

- ・安全衛生教育を実施する。
- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・**管理者**を選任し、目標を定める。
- ・**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
- ・**異常気象**等の場合、安全確保のため**走行中止**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。(平成27年12月から適用)

ストレスチェック制度の実施手順



ストレスチェック制度の目的は、

- 労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- 集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。

ストレスチェックおよび
面接指導の実施状況の報告
※義務

**労働基準監督署に
実施結果報告書を提出**

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止!!

- 《ストレスチェック実施までのポイント》
- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の基本方針を、まず事業場内に明示しましょう。
 - ☑ 衛生委員会で、ストレスチェックの実施方法について話し合みましょう。
 - ☑ 社内規程として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

**実施に向けた
検討事項**

① ストレスチェックは誰に実施させるか
 ② ストレスチェックはいつ実施するか
 ③ どのような質問票を使ってストレスチェックを実施するか
 ④ どのような方法でストレスの高い人を選ぶか
 ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
 ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
 ⑦ 集団分析はどのような方法で行うか
 ⑧ ストレスチェックの結果は誰が、どこに保存するのか 等

右のような項目について、話し合ってみよう。



受動喫煙防止対策助成金の受付窓口が
雇用環境・均等部企画課になりました
受付窓口：愛知労働局広小路庁舎11階
雇用環境・均等部企画課(052)219-5511

「労働安全衛生法」が改正され、平成27年6月1日からは、職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が努力義務になりました。
事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行が可能な措置のうち、最も効果的なものから実施するよう努めてください。
国の支援事業：①助成金の交付事業、②相談支援業務、技術的な相談の受付(電話相談・実地指導)、説明会開催、講師派遣、③測定支援業務、測定器の貸出等



【助成制度の内容】

- 《対象事業主》
- 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
 - 中小企業事業主であること。
 - ※ 「労働者数」が「資本金」のどちらか一方の条件を満たした事業主。
 - 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主であること。
- 《助成対象》
- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
 - 一定の要件を満たす屋外喫煙所の設置に必要な経費
 - 喫煙室・屋外喫煙所以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置などの措置に必要な経費

- 《助成率、助成額》
- 喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1(上限200万円)
- 交付は事業場単位とし、1事業場につき1回とします。
 - 同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて行ってください。(1申請の上限額は200万円)

申請様式のダウンロードや、申請についてのQ&A、書類作成要領などの
閲覧は、厚生労働省のホームページから
お問い合わせはこちらまで
職場 受動喫煙 検索
愛知労働局労働基準部 健康課 ☎(052)972-0256

化学物質管理のために



1. 化学物質の危険性・有害性は、見た目だけでは分かりません。
容器のラベル表示を確認しましょう。

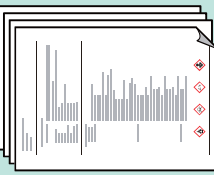
ラベルでアクション

2. ラベルに絵表示があつたら、SDSを確認しましょう。
(安全データシート)

絵表示 (GHSマーク)

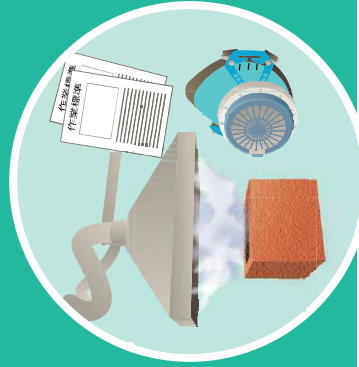


- ・絵表示のあるものは、SDSが作られています。
- ・SDSは、メーカーや仲介業者から入手できます。



SDS
(安全データシート)

3. SDSを確認すると化学物質の危険性・有害性が分かります。



4. 危なさに応じた対応を取りましょう。

自ら把握、自ら管理。

化学物質を適切に管理しましょう

～爆発・健康障害の未然防止のために～

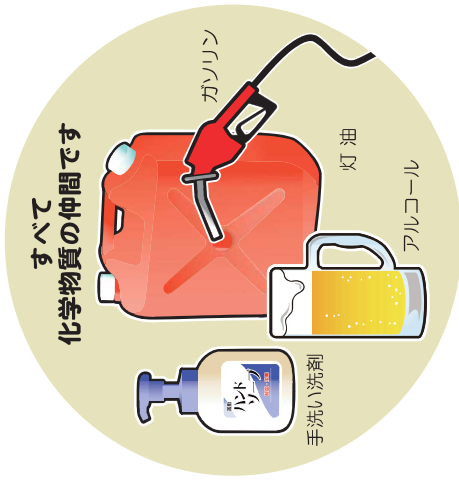
■ 化学物質は身の回りにありふれています

「化学物質」と聞くと、なにか特別なものを思い浮かべがちです。しかし、私たちが普段使う手洗い洗剤も、アルコールも、灯油やガソリンも、すべて化学物質の仲間です。

私たちは、便利で豊かな生活のために、様々な化学物質を利用しています。もちろん職場でも同じです。

■ 全く無害な化学物質などありません

我が社には無害な化学物質しかないと思ってしまう人か？しかしそもそも全く無害な化学物質など、この世にはありません。ほんとの化学物質は、体内に大量に取り込まれると何らかの害を生じます。害となる量は、化学物質によって違います。体内に取り込まれた量が問題になるくらいはレベルであるか、そうでないかによって危なさが決まるといえます。



すべて
化学物質の仲間です

手洗い洗剤
アルコール
ガソリン
灯油

■ 有害性だけでなく危険性にも目を向けましょう

多くの化学物質は、人体に有害なだけでなく、爆発や火災などの危険性を持っています。また、異なる化学物質を混ぜると有害なガスが発生したり、発熱、破裂、爆発等が起こることもあります。

..... 身の回りにある化学物質による事故事例



飲料水の入っていたアルミ缶に洗剤を入れていたところ、アルミ缶と洗剤が化学反応を起こして水素が発生し、破裂した。



トイレの洗剤に厨房の漂白剤を混ぜたところ、塩素ガスが発生して中毒を起こした。

―― 正しく恐れて、正しく使う。――

化学物質に対する認識を改め、適切な管理を実施していきましよう。

自ら把握、自ら管理。



事業者の皆様へ

事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。

※多くの事業者が、がん等の病気を抱える従業員への対応の仕方に苦慮している状況があります。

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法等をまとめています。

治療と職業生活の両立支援の大切さ

- 疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「労働者の健康確保対策」として位置づけられます。
- さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、**すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報**を掲載しています。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」概要

背景

- 治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に
- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況【例】仕事をしながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%

- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない【例】従業員が乳癌病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

⇒ **事業場での両立支援の取り組み方をガイドラインにまとめました。**

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方

産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



都道府県産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

都道府県の産業保健総合支援センター（産保センター）において、治療と職業生活の両立支援のための**専門の相談員**を配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

このリーフレットの内容については、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。（平成28年11月作成）